

第8回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和7年10月8日(水) 午後2時00分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**
1番 小谷健児、4番 山下理恵、5番 濱口佳史、6番 金子俊博、
7番 橋田美和、9番 松本昌子、10番 垣谷征志、11番 酒井博一、
13番 ハジィフ泉、14番 山本勝也
【推進委員】
1番 矢野司、2番 弘瀬正彦、3番 若藤陽介、4番 宮川一郎
5番 小橋誠一、6番 尾崎澄夫、7番 西村二男
4. 欠席委員 **【農業委員】**
2番 野坂賢思、3番 江口千寿、8番 伊芸精一、12番 矢野健巳
【推進委員】
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第1号 農地法第3条許可申請について(3件)
議案第2号 農地法第5条許可申請について(1件)
議案第3号 非農地小証明願について(2件)
議案第4号 農用地利用集積等促進計画に関する協議について

議長

みなさんこんにちは。定例会にお集りいただきましてありがとうございます。
農地パトロールのほうもまだ何箇所か終わってないところもあるようですが、御苦労さんでした。

それでは、ただいまより、第 8 回、10 月の農業委員会定例会を始めたいと思います。
本日の欠席者は、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、そして〇〇さんです。
そして本日の議事録署名人ですが、〇〇さんと、〇〇さんをお願いしたいと思います。
す。よろしくをお願いします。

それでは早速ですが、第 1 号議案の農地法第 3 条の申請について 3 件出てますので、
事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案書の 1 ページをお願いします。
議案第 1 号、農地法第 3 条申請、3 件です。
番号 1 番、譲渡人、〇〇さんです。
譲受人、〇〇さんとなっています。

申請地としまして、黒潮町蜷川字仁井屋敷 755 番 1、畑、82 平米、同じく字仁井屋敷 755 番 2、畑、26 平米、同じく字仁井屋敷、755 番 3、畑、2.94 平米です。

理由としまして、所有権の移転、売買となっております。

3 ページ目からお願いします。

場所としまして、南側のほうに、であいの里蜷川が見えておりますが、そちらから直線で、少し北側のほうにいった場所で、この大通りの道路から少し集落の方へ上がるという場所になります。

次の 4 ページが、ゼンリンの地図となっております。

続きまして、5 ページが拡大の航空写真となっております。

こちら、以前、農地法の 3 条申請で、今回申請地の南側に居宅が見えておりますが、
これの周辺地を、3 条申請で所有権移転しましたが、その隣接地となっております。

今回の譲渡人さんと譲受人さんも、前回と同様となっております。

次の 6 ページの公図で言いますと、この 753 番というところが、申請者、〇〇さんの居宅となるようです。

そして、その居宅の右側、751 番 3 と、居宅の 753 番の左側 760 番、764 番 1、これが、前回の 3 条申請で、〇〇さんが取得した農地となっております。

なので、753 番を中心に、その周辺の農地を全て取得したということになります。

続きまして、7 ページから 8 ページが現況写真となっております。

7 ページについては、東側のほうから見た写真となっております。

そして 8 ページが、755 番 3、ここはちょっとぼこっと出てるんですけども、こちらの拡大写真となっております。

こちらに見えております居宅が、今回、申請者様が住まれる家となります。

つきまして 9 ページが、第 3 条調査書ですので、読み上げさせていただきます。

譲受人 〇〇さん、譲渡人 〇〇さんです。

第 2 項第 1 号につきまして、譲受人は、露地野菜（タマネギ、ジャガイモなど）を耕作しており、農作業に従事する状況、今後の営農予定の状況などからみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

作業従事者として、ご本人と、お父さん、お母さんとなっております。

第 2 号、第 3 号は該当ありません。

第 4 号につきまして、譲受人は、作業を行う必要がある日数について、農作業に従事するものと見込まれます。年間 150 日の農作業従事日数となっております。

第 5 号については該当ありません。

第 6 号について、所有権移転後は、露地野菜（タマネギ・ジャガイモなど）を耕作するため、周辺状況などに影響はないものと思われま。

1 番については以上です。

議長 はい、ありがとうございました。
事務局の説明がありました。
担当委員さんのほうより、意見はありますか、お願いします。

〇〇委員 5 ページの拡大写真の方を見ていただいて、よろしいですかね。
先ほど事務局からも報告があったように、住宅が見えてますが、申請地南側のほうに。こちらが〇〇さんの住宅で、その周りの土地も〇〇さんの土地となっています。今ちょっとリフォーム中で〇〇さん本人に会えなかったかんですけど、〇〇さんが今、〇〇の方に帰省されていて、お話を伺うことが出来ました。
なかなか遠くに住んでるもので、土地の管理が難しいということで今回このような話が出たようです。
〇〇さんのほうは〇〇に、ご両親も在宅ということで、あと耕作とかそういったところで支障はないと思いますので、ぜひ審議のほどよろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。
担当委員さんの説明が終わりました。
この3条申請の1番について、質疑、意見はありませんか。

〇〇委員 ちょっと追加しますね。現況写真でサツマイモみたいなの植えてると思うんですけど、近所の方がちょっと借りてサツマイモなんか植えて管理をされていたので、またこちらのほうが移転になりましたら、そこら辺の状況はご本人が、耕作されるんじゃないかと思われま。

議長 はい、ありがとうございます。
現況写真で、結構、植えてくれちょう状況です。
農地取得後にも、何かつくってくれたらというところです。
これについて、意見質問ありませんかね。
ないようでしたら、議案第1号、農地法第3条申請の1番について、承認を受けたいと思います。
承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございました。
挙手全員で承認されました。
続きまして2番のほうお願いします。

議長 1 ページ目をお願いします。
議案第1号、番号1番です。
譲渡人、〇〇さん、譲受人、〇〇さんです。
申請地としまして、黒潮町上川口字六地藏ノ畝 1720 番、畑、79 平米、理由としましては、所有権の移転、売買となっております。
10 ページ目からお願いします。
場所としまして、王迎団地の東側に広がっている農地になります。
11 ページ目が、ゼンリンの地図となっております。
続きまして、12 ページ目が拡大の航空写真ですけども、こちら、1 枚の畑がですね、細長く、三つに分かれているような状況となっております。
続いて 13 ページ目が、公図となっております。
こちらに図示するように、1720 番が申請地です、左と右隣にあります 1719 番、1720 番、これはまた別の地権者さんになっておりますので、今回、この 1720 番のみ、所有権移転ということになります。
続いて、14 ページ目が現況写真となっております。隣に果樹のようなものが見られますが、この申請地自体は、現状、何も植えていない状況です。

続いて、15 ページ目が第3条調査書ですので、読み上げさせていただきます。
譲受人、〇〇さん、譲渡人、〇〇さんです。

第2項第1号につきまして、譲受人は、現在は耕作していないが、これまでの農業経験（10年）や、申請地近隣に居住している状況などからみて、耕作の事業に供すべき農地を、効率的に利用できるものと見込まれます。

作業従事者としてしましては、ご本人となっております。所有機械はありません。

第2号、第3号について、該当ありません。

第4号については、農作業に従事する日数として150日となっております。

第5号は該当ありません。

第6号につきまして、所有権移転後は、季節野菜（ネギ・ジャガイモなど）を耕作する予定のため、周辺状況に影響はないものと見込まれます。

2番につきましては以上です。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
担当委員のほうよりお願いいたします。

〇〇委員 はい。
3日の日にですね、〇〇さんと一緒に、〇〇さんのところに聞き取りに行ってきました。

〇〇さんと〇〇さんの関係ですが、遠い親戚になるそうです。この土地ですが、数年前まで、〇〇の農家の方が畑として利用していたそうです。

ところがもう、農家の方もご高齢になって、よう管理せんので、〇〇さんのほうに返してきたと。ただ、〇〇さんご自身もご高齢で、また〇〇にお住まいで、遠距離になるけん、〇〇さんのところに、もらってもらえんろうかみたいなかたちで話が来たそうです。

近隣の地主さんになるので、管理上はご都合いいのではないかと思います。

余談になるけんど、王迎の現場を見て、草に覆われた畑、結構、目につきましたね。

やっぱり高齢化が進んで、畑として維持管理が難しい農家がふえてきようがやないろうかと感じました。

議長 ありがとうございます。
担当委員さんから説明がありました。
これについて、意見質問はありませんか。
14ページ見たら、今荒れている状況ですが、所有権移転して、この15ページのようにネギとかジャガイモを植えていただいたら、耕作放棄地解消になるし、いいんじゃないかと思います。
2番についてご意見はありませんか。よろしいですか。
そしたら2番について承認を受けたいと思います。
議案第1号の2番について、承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、挙手全員で承認されました。
続きまして、3番について事務局よりお願いいたします。

事務局 また1ページをお願いします。
議案第1号、番号3番です。
譲渡人、〇〇さんです。
譲受人、〇〇さんです。
申請地としてしまして、黒潮町佐賀橘川字シキカ谷336番1、畑、130平米、同じく字シキカ谷335番2、畑、88平米です。
理由として、所有権の移転、遺贈となっております。

16 ページからお願いします。

場所としまして、佐賀橘川地区の、かなり北側のほうになります。

集落から見ればかなり端っこの北側のほうになる場所です。

少し北側に行きますと、すぐに市野瀬地区となる場所になります。

17 ページがゼンリンの地図となっています。

18 ページが拡大の航空写真です。

こちらに見えております〇〇が、〇〇になっておりまして、〇〇の畑を所有権移転するという手続になります。

続いて 19 ページが公図となっております。

20 ページと 21 ページが現況写真です。

20 ページのほうで、〇〇の前に広がっている畑となっております。

現状、きれいに畑をつくられているという状況です。

続いて 21 ページが、〇〇にある畑となります。

続いて、22 ページが第 3 条調査書ですので、読み上げさせていただきます。

譲受人、〇〇さん、譲渡人、〇〇さんです。

第 2 項第 1 号につきまして、譲受人は、季節野菜を耕作しており、農作業に従事する状況、今後の営農予定の状況などからみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

作業従事者として、ご本人となっております、所有機械はありません。

第 2 号と第 3 号については該当ありません。

第 4 号については、年間 150 日の農作業従事日数となっております。

第 5 号は該当ありません。

第 6 号につきまして、所有権移転後も、現況と同じ、季節野菜、根菜、ネギなど、耕作するため、周辺状況などに影響はないものと見込まれます。

こちらの所有権移転ですが、今回の譲渡人さん、〇〇さんが持分 4 分の 3、譲受人〇〇さんが持分 4 分の 1 という状況でして、それを全て完全に〇〇さんのほうに譲り渡す手続ということになるようです。3 番につきましては以上です。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
担当委員さんのほうより、説明があればお願いいたします。

〇〇委員 〇〇さんは、もうお亡くなりになっています。
生前に 2 人が文書を交わして、私が死んだら、譲り渡すいうて、そういうやりとりをしちよったがよ。
今回、それで手続きが出てきたということ。
特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。
そのほか、質問はありませんか。
申請者が亡くなってたら、この申請方法でえいらか。
お亡くなりになっちゃう方も、ここの申請者になり得るがやろか。

〇〇委員 渡す旨を記した書面があるとよい。

議長 遺贈という手続きながやね。

事務局 譲渡人さんがお亡くなりになっている状況なので、申請者としては相続権者になるのが適切なのか、この申請書の記載方法については、確認をしておきます。

議長 そこはお願いします。

ほかに意見はありませんか。

なければ承認をしたいと思います。

議案第1号の3番について、承認される方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

挙手全員で承認されました。

続きまして議案第2号、農地法第5条許可申請について1件出ておりますので、事務局よりお願いいたします。

事務局 議案書の1ページ目をお願いします。

議案第2号、第5条申請になります。

番号1番、譲渡人、〇〇さん、譲受人、〇〇さんです。

申請地としまして、黒潮町出口字墓ノ前80番、畑、390平米です。

理由としまして、住宅の建設ということになります。

23ページからお願いします。

場所としまして、こちらに県道がありまして、田野浦から出口のほうに向かってずっと真っすぐ行ったら、双海のほうとか、古津賀の延びている県道があります。

三浦小学校方面から来ると、県道に合流する道路が出来てるんですけども、その道路の降り口、すぐそばになります。

前回、非農地証明願が出てまして、家を新築したときのための道路幅員確保のために非農地証明をするという案件が出ておりましたが、その、すぐそばになります。

24ページが、ゼンリンの地図です。

続きまして、25ページが、拡大の航空写真。

続きまして、26ページが公図となります。

こちら、ちょっとメモ書きしておりますように周辺に畑が広がっておりまして、こちらについては、全て同意書をもらっているとのこと。

この申請地の左上のほう、81番4の場所がありますが、これが、前回、非農地証明願が出た場所です。道路幅員を確保したいということで手続をした場所となります。

27ページ目が土地利用計画、続いて28ページ目が、排水計画となっております。

土地利用計画については、特にその造成などは行わずに、切土、盛土というのはないようです。

整地を行って、駐車場部分はコンクリート舗装、住宅周辺には碎石を敷くということ。

申請地のアクセスについては、先ほどの81番4が進入道路になるということ。

排水計画につきまして、28ページですが、雨水については自然浸透のほか、北側にあります道路側溝に排水するようつないでいくということ。

それから生活排水、汚水などについては、県道に埋設されている農業集落排水の配管につないでいくということ。

28ページの排水計画図で言いますと、赤い矢印で書いているのが雨水枡の流れで、青い矢印で書いておられますのが、汚水、生活排水などの流れとなります。

31ページを見ていただきたいんですが、こちらが、申請地への進入道路になるんですが、雨水などはですね、こちらにあります道路側溝に流していくようになりまして、右下のほうに道路が見えておりますが、ここに農集排の配管が埋まってるようなので、汚水等についてはここにつなぐようにするということ。

ちょっと戻りますが、29、30ページが現況の写真となっております。

周辺に農地が広がっており、こちらについては、同意をいただいているということ。

資金計画につきまして、土地取得費が〇〇円、土地の整地費などが〇〇円、建築費〇〇円、合計で〇〇円となりまして、そのうち自己資金が〇〇円。

それ以外は、〇〇ということ。

議案第2号について、以上です。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。
担当委員さんからご説明をお願いします。

〇〇委員 はい、先日、ご本人には会えてないですが、お母さんに会う事が出来まして、今、申請者の〇〇さんは、〇〇にお住まいなんですが、なかなか候補地が見つからなかったんですが、出口でちょうどいい場所が見つかったということで、相談したら、お譲りいただけるということで、この場所に決めたようです。
土地の造成に関して、一度、業者が見に来ていたようで、聞いてみたら、一度、作り土を全部剥がして、別の土をいれるようです。
申請者さんは、なるべく早く着工したいとのことでした。
よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。
この5条申請について、質問ありませんか。
以前から土地を探しよったらしく、〇〇もあつたらしいですが、なかなか地主さんと話がつかなくなかったりで、そうしよったところ、日当たりの良いこの場所が見つかったようです。
周辺は農地に囲まれているようですが同意は取れておりますし、排水計画についても県道の側溝等に引っ張っていくとのことで、特に問題はないと思われます。
ほかに何か意見ありませんかね。
なければ、承認を取りたいと思います。
議案第2号の5条申請について承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、挙手全員で承認されました。
続きまして、非農地証明願2件出てますので、事務局より1番からお願いします。

事務局 議案書の2ページ目をお願いします。
議案第3号、非農地証明願です。
番号1番、願出人、〇〇さんです。
願出地としまして、黒潮町浮鞭字コダク山1688番、畑、704平米です。
願出理由としまして、30年ほど前まで父母が耕作していたが、以後は耕作することもなく、草木が繁茂し、現在は山林化しているということです。
32ページ目をお願いします。
まず場所ですが、こちら、これまでも継続的に出てきております浮鞭地区で造成をしていきたいということで、土佐ユートピアの南側辺りの非農地証明の手続を進めているものの一環となります。
次の33ページ目が、ゼンリンの地図です。
34ページ目が、拡大の航空写真です。
申しあげましたように、この周辺が、今継続的に非農地証明願をしている一帯の山林化した場所となっています。
35ページ目が公図となっております。
現況につきましては、なかなか現場のほうまで行けなかったもので、34ページの航空写真などを持ちまして、非農地の確認とさせていただきたいと思います。
1番について以上です。

事務局 はい、ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
担当委員さんのほうからお願いします。

〇〇委員 すいません、こちらのほうは〇〇さんのほうで確認いただけるというお話でしたので、私のほうが確認できておりません。

議長 構いません。いつも出てきている場所ですので、現場にもなかなか行けんとこで、航空写真で判断する事ができると思うので、よろしいかと思います。
これについて何か意見はありませんか。
なければ、承認を受けたいと思います。
議案第 3 号の非農地証明願の 1 番について承認される方の挙手をお願いいたします。
ありがとうございました。承認されました。
引き続き、2 番についてお願いします。

事務局 議案第 3 号、番号 2 番です。
願出人、〇〇さんです。
願出地としまして、黒潮町佐賀字城山 285 番 1、畑、148 m²です。
願出理由としまして、平成 11 年度ごろ耕作放棄し、平成 16 年より原野となり、現在に至るとのことです。
36 ページからお願いします。
まず、航空写真ですけども、左上のほうに佐賀中学校が見えておりますが、こちらの南側の集落、大和田地区のあたりから右のほうへ行くと、港のほうに抜けていく道がありまして、その道路沿いになります。
右上に、東公園が、広い高台にある公園があるんですけども、そちらが見えております。
続いて、37 ページがゼンリンの地図です。
38 ページが拡大の航空写真です。
こちら、高い山になっておりまして、その山の上に上がっていく地区の避難沿いの場所になります。
39 ページが公図となっています。
40 ページが現況写真です。
こちら、手すりなどが見えておりますが、申し上げましたように、避難道として整備された通路となっているようです。
場所的にも、こういった高い場所になりまして、付近に墓なども建っている場所ですので、なかなか農地としての利便性・収益性の観点からもですね、非農地として判断できる場所ではないかと思えます。
事務局のほうから以上です。

議長 はい、ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
担当委員さんのほうからお願いします。

〇〇委員 おとといと昨日と、電話をかけてもつながらなくて、家の方に行っても、本人不在で、なかなか会えなくて、結局、聞き取りできておりません。申し訳ないです。
現地の方に関しては、事務局の説明のとおり問題はないと思えます。

議長 はい、ありがとうございます。
非農地証明願の 2 番について、質問、意見はありませんか。
40 ページの現況写真で見えている樹木は何の木やろか。果樹ではないろか。

〇〇委員 これは桜じゃないろかね。

事務局 桜だったかなと思います。現場を見た時に、果樹ではなかったという認識です。

議長 まあ、地盤も固そうやし、周辺状況を見ても、今後、果樹を栽培するということに

はならん場所ね。
ほかに意見はありませんかね。

〇〇委員 1 ついいですか。
この現況写真右手に見えるビニールみたいなものは何ですか？

事務局 これは、防草シートだと思われます。

議長 はい、それでは、ほかにありませんか。
ないようでしたら、承認を受けたいと思います。
議案第 3 号の非農地証明願の 2 番について、承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございました。挙手全員で承認されました。
続きまして、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について、事務局よりお願いいたします。

事務局 本日お配りしました議案第 4 号と書かれた資料をお願いします。
まず、上からご説明します。
まず、整理番号 7-25、7-25 貸付人、〇〇さんです。
借受人、高知県農業公社です。
設定期間としまして、令和 7 年 10 月 15 日から令和 17 年 10 月 14 日までの 10 年間です。
場所としまして、黒潮町下田口字岩合代、2910 番、面積 1285 平米、作目 施設野菜、キュウリです。
借賃としましては、〇〇となっております。
こちらが、高知県農業公社と利用権設定した後、〇〇さんと利用権設定を行います。
続いて、地権者の方が 3 人おられますが、耕作者は 1 名の方となっております。
まず、7-26、〇〇さんです。
期間としまして、令和 7 年 10 月から令和 12 年 9 月までの 5 年間となっております。
場所としまして、黒潮町田野浦字家ノ前 1793 番 1、畑、927 平米、作目が花卉となっております。
こちらの借賃ですけども、総額で〇〇円となっておりますので、1 反当たりで割戻した額となっているようです。
続いて、7-27 貸付人、〇〇さんです。
期間としまして、令和 7 年 10 月から令和 10 年 9 月の、こちらは 3 年間となっております。
場所としまして、田野浦字家ノ前 1771 番 1、畑、1040 ㎡、花卉、同じく 1 反あたりが〇〇円、こちらも割戻した金額となっています。
続いて、7-28、〇〇さんです。
期間としまして、令和 7 年 10 月から令和 12 年 9 月の、こちら 5 年間となっております。
場所としまして、田野浦字家ノ前、1797 番 2、畑、913 平米、作目同じく花卉、1 反あたりが〇〇円となっております、こちらの 3 筆が、県農業公社と利用権設定後、〇〇さんと利用権設定を行います。
今回の案件については全て、再設定となる案件でございます。
事務局から以上です。

議長 ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
これについて、質問はありませんか。
今回は、全部これ再設定やね。

事務局　そうですね、4筆とも今までもずっと耕作されていて、期限があったので、更新手続きが出てきたというものです。

各筆明細のページごとには新規の設定と書いてるんですけども、今まで相対だったので、中間管理事業としては新規の設定という意味で、今までは相対の契約で耕作されていたものです。

議長　中間管理権に移行して、再設定ということながやね。

この利用権の設定について、何か意見質問ありませんか。

なければ、承認を受けたいと思います。

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19第3項の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認される方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。

挙手全員で承認されました。

議案は以上で終わりです。

(午後2時48分終了)